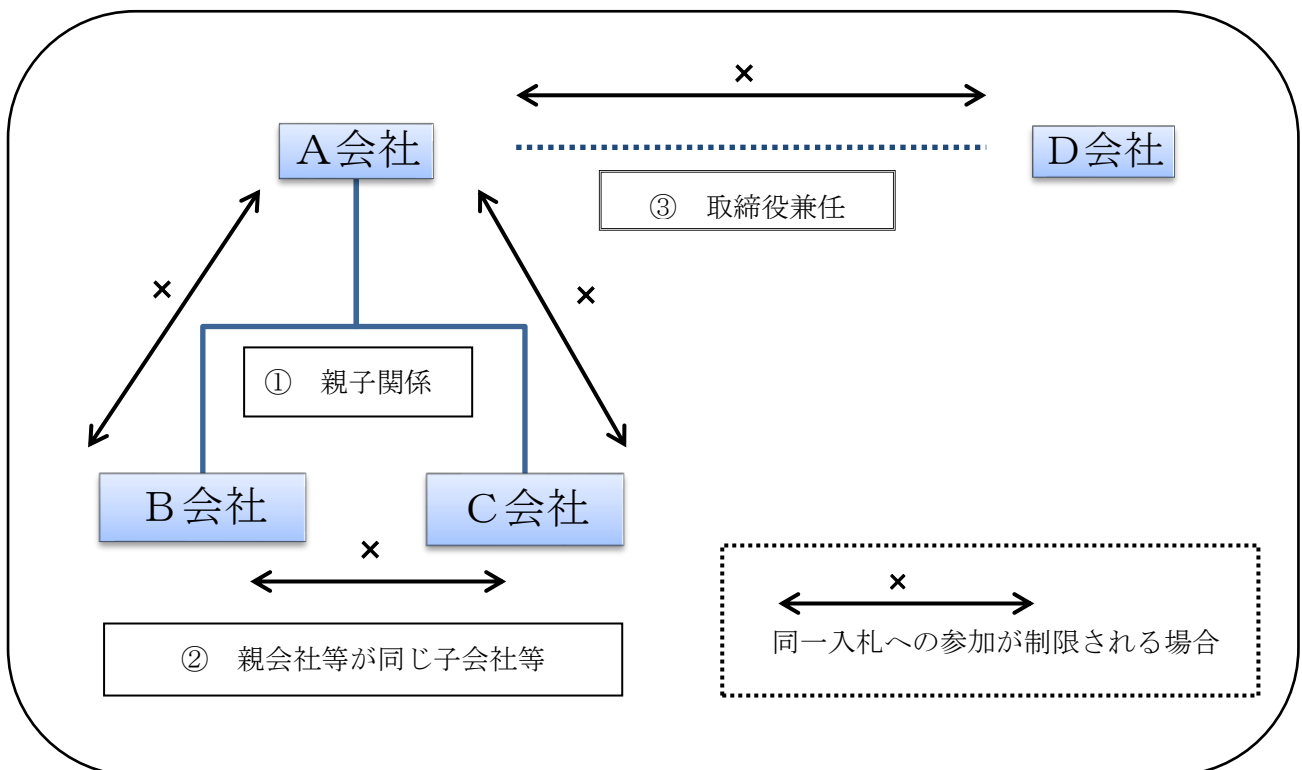


事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

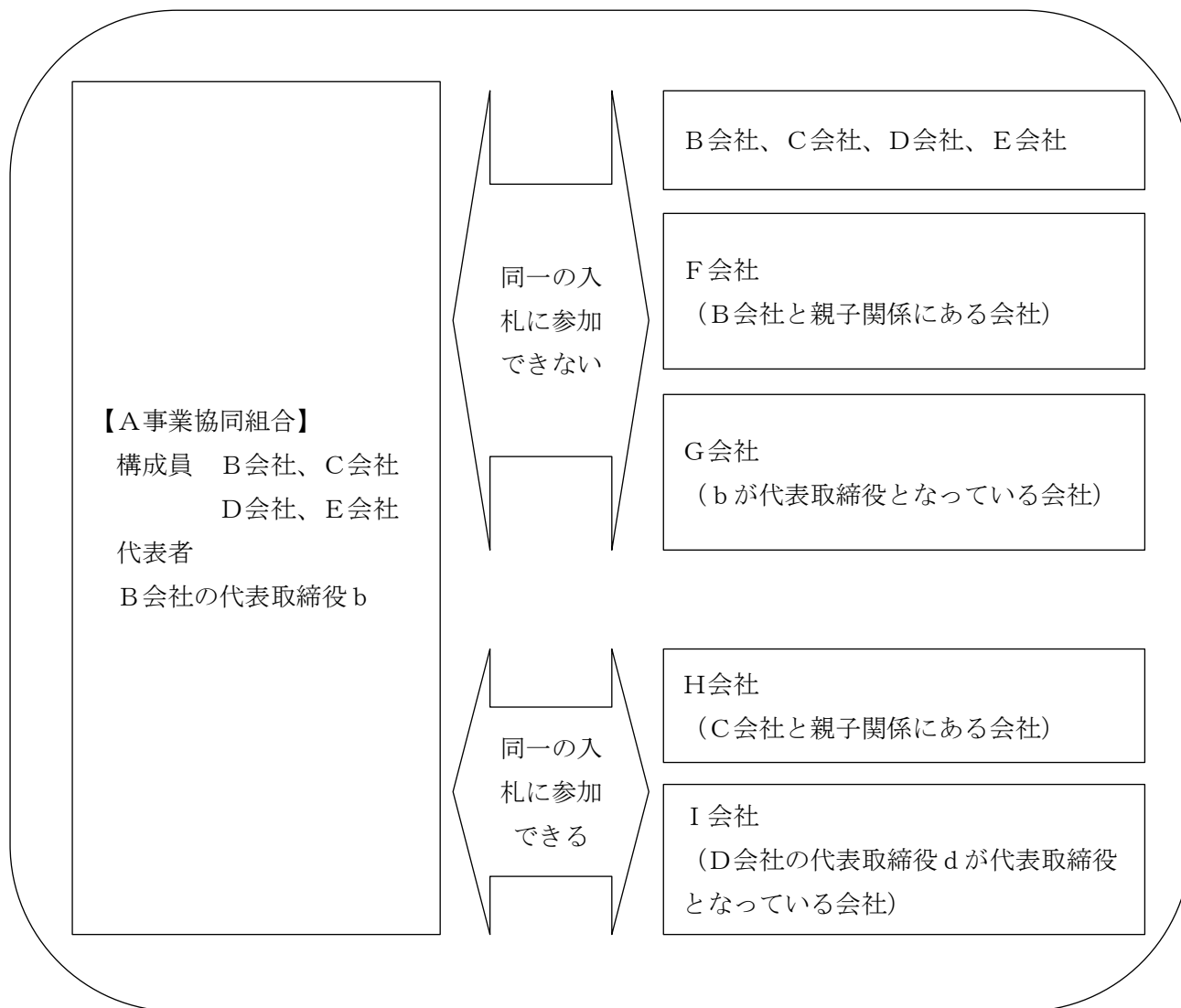
入札参加者間に入札の適正さが阻害されと考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 事業協同組合等の場合

中小企業等協同組合法等の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「事業協同組合等」という。）が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1) については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

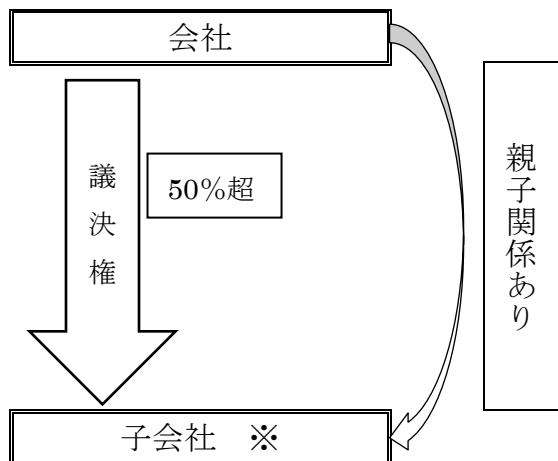
4 親子関係の判断

子会社等とは、会社法第2条第3号の2に該当する会社等をいい、親会社等とは同条第4号の2に該当する者をいいます。

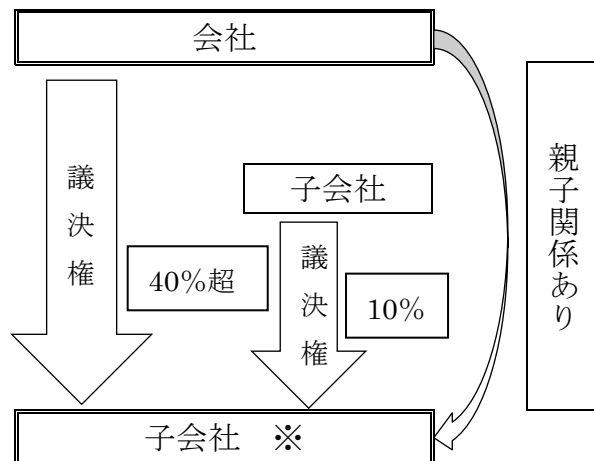
例えば、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

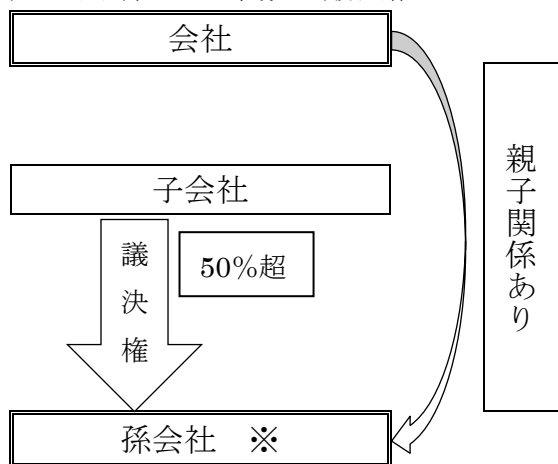
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

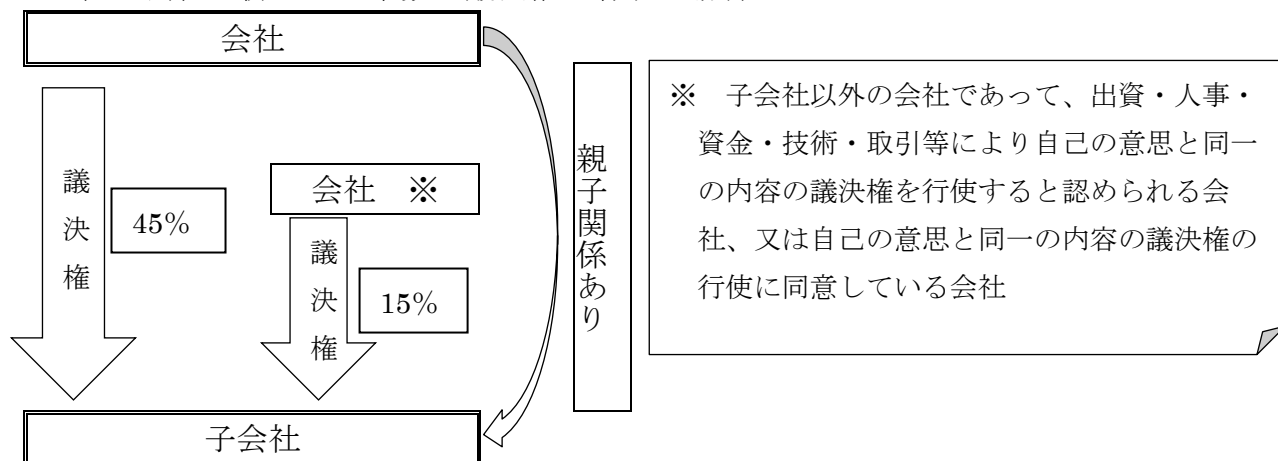


※ 子会社などが以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている

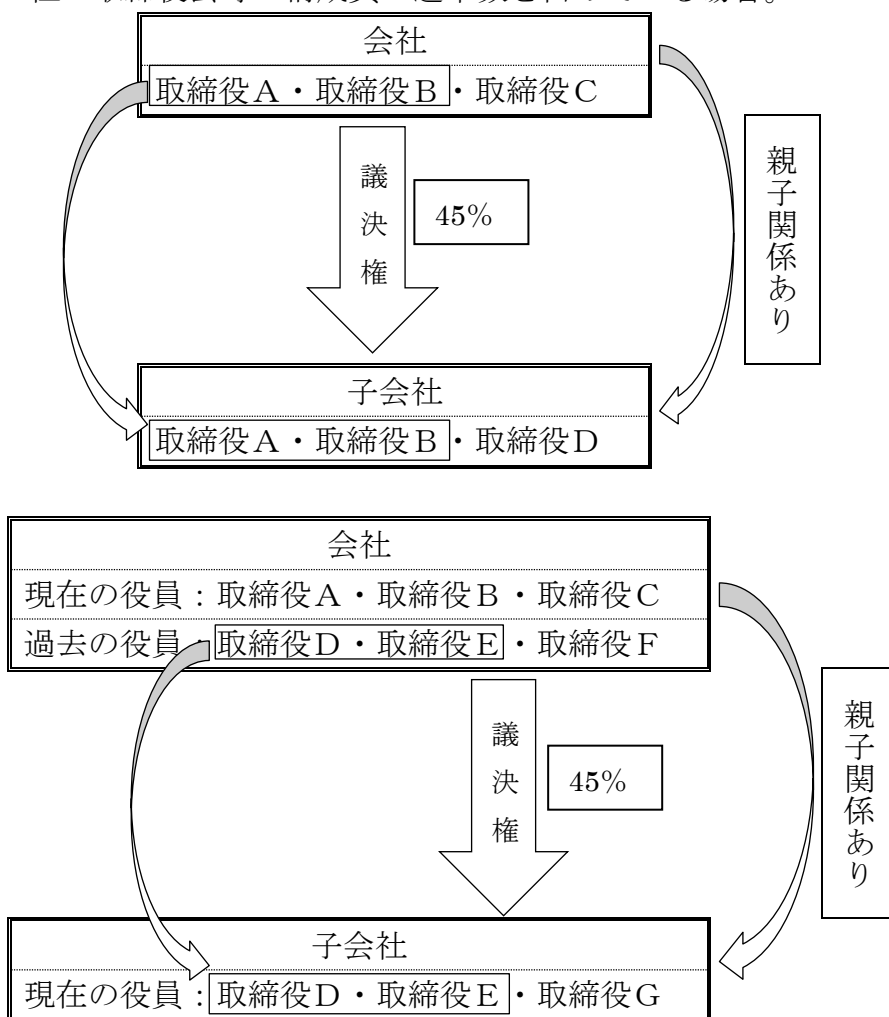
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

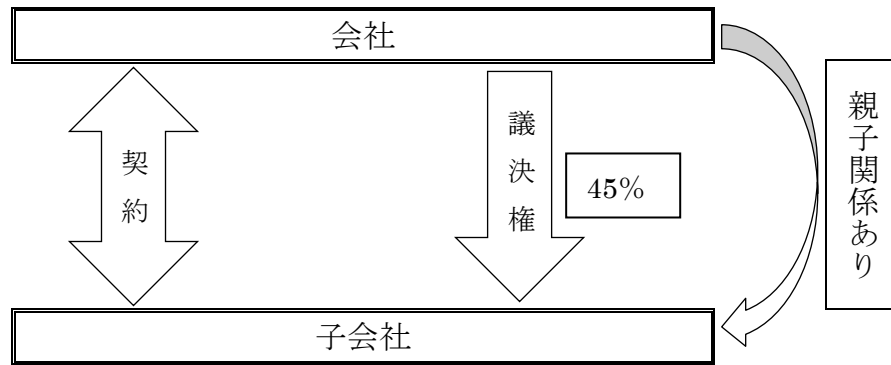


イ 一定の人的な関係がある場合

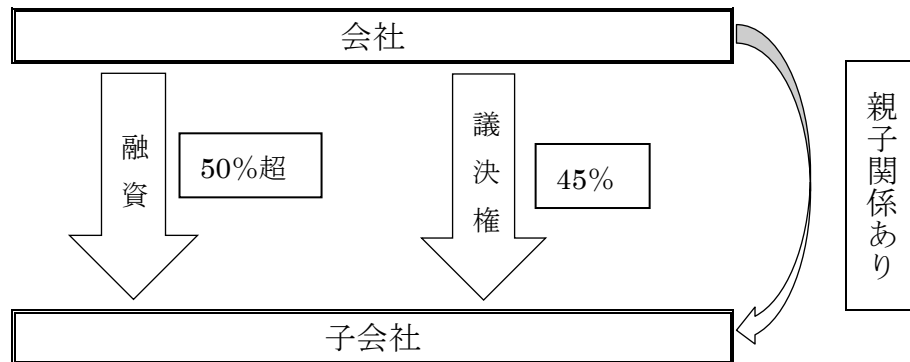
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



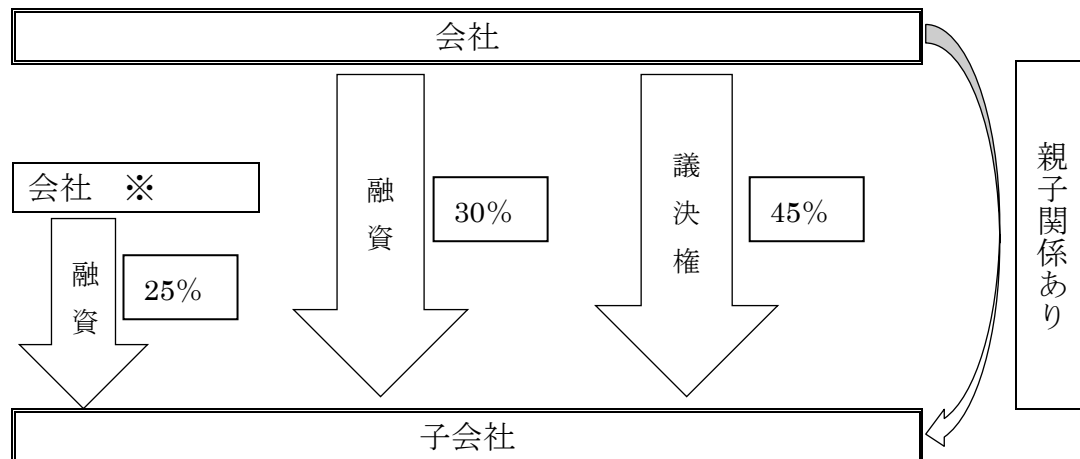
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



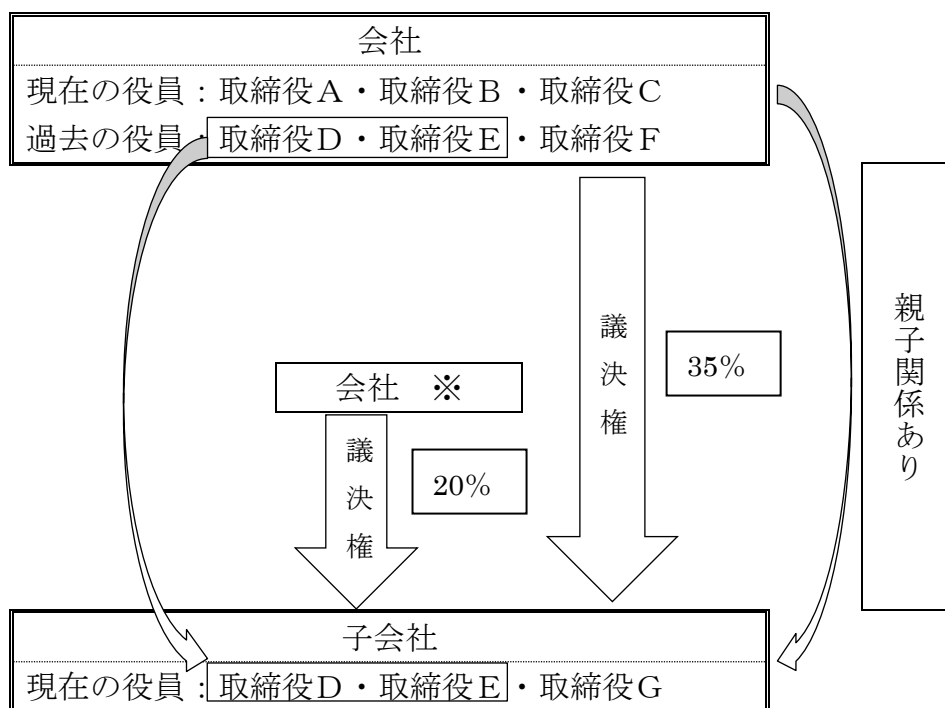
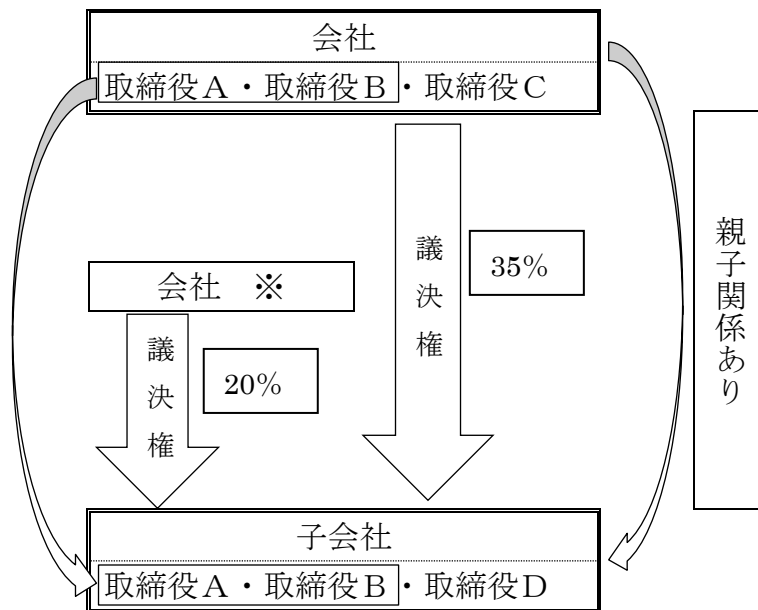
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

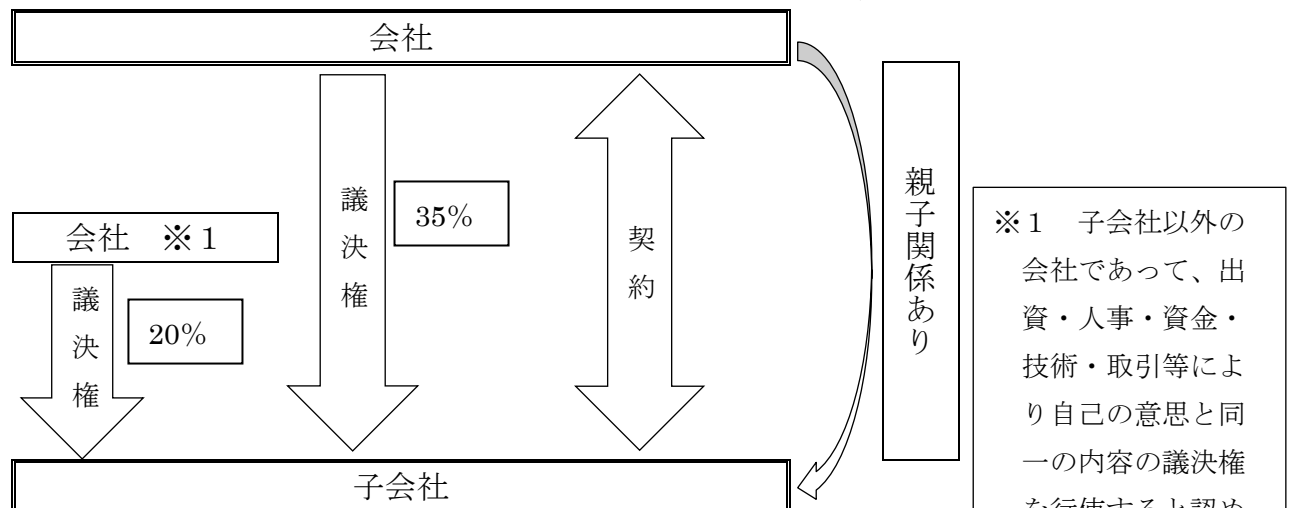
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合

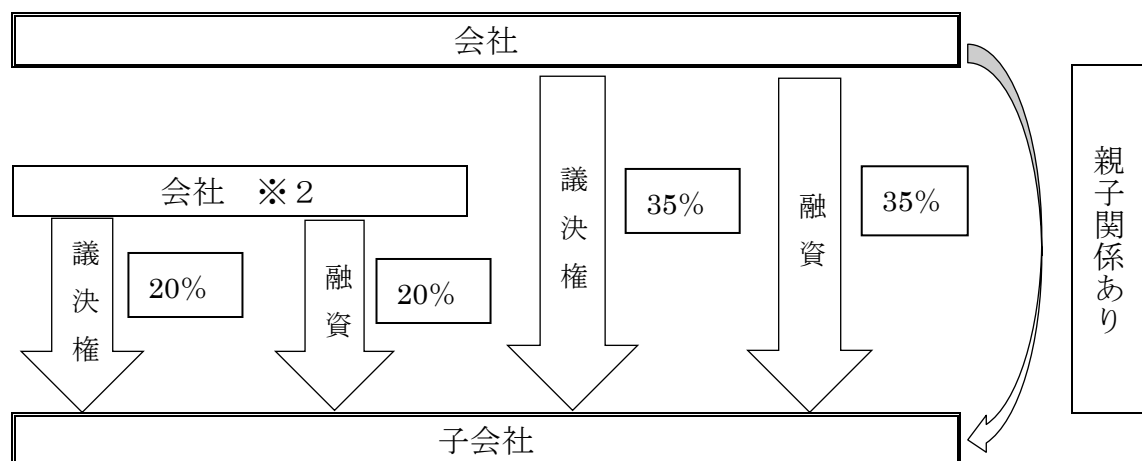
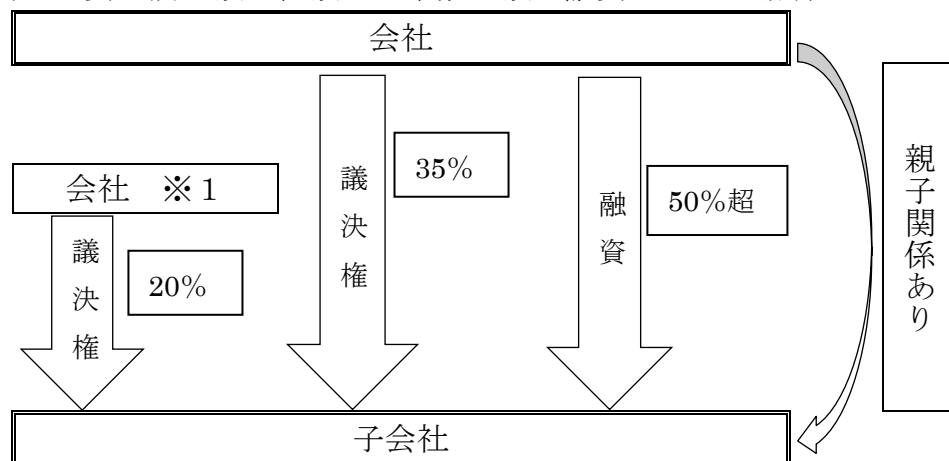


※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※2 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6 (4) ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式 2）
- 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式 3）
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業の認定を受けたことを示すために主たる営業所に掲示する標識の写し、及びウェブサイト上に掲示する標識を確認できるウェブサイト画面の写し〔ウェブサイト画面の写しの提出がない場合は、その理由を標識の写しの余白又は別の任意書式に記載して提出すること。〕
(警備業法第 4 条の規定に基づく認定を受けていることが確認できるもの。)
 - (2) 営業所設置等に係る届出書の写し（警備業法第 5 条、第 7 条又は第 9 条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (3) 届出している警備員指導教育責任者【及び機械警備業務管理者（※機械警備の場合追記）】に係る資格証及び健康保険証の写し
 - (4) 上記(2)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証の写し
 - (5) 上記(2)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出。
 - (6) 締結前交付書面（警備業法第 19 条に定める書面）
 - (7) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 6 契約実績調書（様式 4）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住 所
申 請 者 商号又は名称
(落札候補者名) 代表者氏名

印

年 月 日付け入札告示のありました

(役務名称)

に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること、警備業法第 4 条の規定に基づく認定を受けかつ有効期間内の者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

添付資料

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備 考
	資本関係・人的関係調書	
	事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書	
	締結前交付書面（警備業法第 19 条に定める書面）	
	警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し	
	契約実績調書	
	組合員名簿	
	官公需適格組合の証明書写し	

注 1：添付した書類は、「添付の有無」欄の○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か告示及び入札説明書により確認してください。

注 2：契約担当課が認めた場合は、札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いた電子メールによる提出（押印不要）を可とします。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従ってください。

【資本関係・人的関係申出書】

入札日現在における、当社と、他の札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）等間の資本関係・人的関係について、次のとおり申出いたします。

資本関係又は人的関係 有り ・ 無し （どちらかに○を付する。）

※有りの場合は、「資本関係・人的関係調書（様式 2）」を添付すること。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
 申告者 商号又は名称
 代表者氏名

印

当社と資本関係及び人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

記

1 資本関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ③ ①に記載した親会社等の他の子会社等のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 人的関係に関する事項

役員等を兼任している他の会社等（親子関係にある会社等を除く。）のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号または名称	所在地	役職

【 備 考 】

- 記載すべき役員等の範囲については、入札説明書の入札参加資格の項を参照してください。
- 記載事項の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載してください。
- この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置を行うことがあります。
- 契約担当課が認めた場合は、札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いた電子メールによる提出（押印不要）を可とします。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従ってください。

事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書

1 施設警備に係る札幌市内の本店又は支店等

名 称	所 在 地

※警備業法第6条第1項の標識の写し等のほか、上記の事業所の名称、所在地、警備区分及び警備業務の種別並びに下記2の警備員指導教育責任者の届出内容を明記した申請書又は営業所設置等届書の写しを添付すること。

2 上記1の事業所における警備員指導教育責任者等

氏 名	住 所（注1）

※警備員指導教育責任者証及び健康保険証（氏名や事業所名が記載された面）の写しを添付すること。
 ※入札参加資格において警備業法第2条第1項第2号の警備に係る資格も求めている場合は、第1号及び第2号それぞれの警備について選任する警備員指導教育責任者を記載（兼務の場合はその旨を記載）すること。
 ※機械警備業務の場合は、警備員指導教育責任者のほか機械警備業務管理者を記載のうえ、機械警備業務管理者資格者証及び健康保険証の写しを添付すること。

3 上記1の事業所において雇用する警備業務に従事する者

	氏 名（注2）	住 所（注1）
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※社会保険適用事業所及び警備員の雇用形態を証する書類として、健康保険証の写し（氏名や事業所名が記載された面）のほか、上記1の事業者（官公需適格組合にあっては当該組合又は組合員（組合が指定した札幌市内に所在地を有する組合員のいずれか）が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写しを添付すること。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている事業所の場合は、その旨を証する書類を併せて添付すること。また、上記の警備業務に従事する者として、上記2に掲げる者が労働基準法第9条に定める労働者の場合は、上記3の警備業務に従事する者に含めても良い。

4 契約締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面。任意書式）

別添のとおり

5 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証書の写し※

別添のとおり

【注 意】

- 警備員指導教育責任者等及び警備業務に従事する者の住所の記載にあっては、札幌市内に住所を有する方は「札幌市〇〇区」、札幌市外の近郊に住所を有する方は「〇〇市」のみの記載で構いません。
- 官公需適格組合にあっては、3の警備業務に従事する者の氏名の後に組合員名称を（ ）書〔例：〇〇〇〇（組合員名称）〕を記載すること。

契 約 実 績 調 書

申請者(入札参加者)名_____

●札幌市、国又はその他の官公庁における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

●民間企業における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

【留意事項】

- 1 入札告示で示した調達役務と同種の○○○以上の契約実績(6か月以上継続して履行しているものも含む。)を記載すること。
- 2 過去2年間ににおける札幌市、国又はその他の官公庁の契約実績がある場合は、それを優先して記載すること。札幌市契約規則第25条第3号の規定を適用し、契約保証金を免除できる場合があります。
- 3 官公需適格組合の場合において、組合員の実績を記載する場合は、契約名の後に()書で組合員名称〔例：○○○○○業務(組合員名)〕を記載すること。
- 4 契約実績を証する書面として、契約書の写し(契約名、発注者名、契約金額、警備対象延面積及び契約期間が記載されているページを抜粋)を添付すること。
なお、契約書の写しが提出できない場合は、上記記載内容が確認できる書面(発注書その他の発注者発行の書面の写しに限る)を提出すること。

建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範囲：予定価格の70%～90%

(2) 算定方法(下図参照)

① 直接人件費の92% + ② 直接物品費の90% + ④ 業務管理費のうち法定福利費相当額の92% + ④ 法定福利費を除く業務管理費の70% + ⑥ 一般管理費等の70% + ⑦ 管財部長が別に定めるものの経費の80% + 前記以外の経費の70%

※ 直接人件費の92%の額が最低賃金による算出額を下回る場合【直接人件費の92%の額<最低賃金による算出額】には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

※ ただし、機械警備業務(常駐警備業務を併用する場合を除く。)については、上記算定方法によらず、予定価格(入札書比較価格)の80%の額を最低制限価格とします。

【最低制限価格の算定】

※常駐警備業務を併用しない機械警備業務を除く。

